

裁判外法的支援制度要綱

第1章 総論

第1条（目的）

この要綱は、別に定める裁判支援制度要綱と相まって、大阪府公立学校管理職員協議会（以下「本会」という）が会員に対し、職務の遂行に關すると否とに拘らず困難に直面した場合において、速やかに顧問弁護士にアクセスする機会を付与して法的支援を行い、もって教育管理職員として円滑な職務および職責の遂行に資せしめることを目的とする。

第2条（制度の創設）

本会は、前条の目的を達成するため、顧問弁護士による無料法律相談（以下「無料法律相談制度」という）、および裁判外における紛争等の解決のため顧問弁護士を代理人として選任できる制度（以下「弁護士代理人選任制度」という）を創設する。

第2章 無料法律相談制度

第3条（無料法律相談制度）

会員は、職務の遂行に關すると否とに拘らず、直面した困難等について、顧問弁護士による無料法律相談を受けることができる。

ただし、職務の遂行に關しない場合には、同一案件についての無料法律相談は3回を限度とする。会員は、この場合、3回の限度を超えても、顧問弁護士による有料の法律相談を継続して受けることができる。

- 2 職務の遂行に關しない場合の無料法律相談を受けられる者の範囲は、会員の外、その配偶者、同居の親族及び直系血族(父母、子、孫)に当たる者も含む。

第4条（相談の方法）

相談は、会員が顧問弁護士の法律事務所に連絡して訪問のための相談日時等を決定し、面談の方法により行う。

ただし、緊急時その他やむを得ない特段の事由が認められる場合には、相談事項を簡明に記した文書を法律事務所に送付したうえ、電話による相談を受けることができる。

第5条（相談料の清算）

第3条により実施された相談料は、顧問弁護士から3月上旬および9月上旬に受ける請求に応じて清算する。

- 2 本会は、顧問弁護士に対し、何時でも相談の実施にかかる事項等の説明を求め

ることができる。

3 第1項の相談料は、一般会計から支弁する。

第3章 弁護士代理人選任制度

第6条（弁護士代理人選任制度）

会員は、職務の遂行に関する否とに拘らず、直面した法的紛争等について、顧問弁護士による法律相談を経た後、会員による支援要請に基づき、法的支援特別役員会(以下、「特別役員会」という)が、裁判外においても法的支援により解決する必要があると認めた場合には、示談交渉等のために顧問弁護士を全部または一部無償にて代理人に選任することができる。

なお、特別役員会は、会長・筆頭副会長・幹事長および事務局長により構成され、支援決定は全会一致を原則とする。

第7条（無償の限度と清算）

前条の無償の範囲は、職務の遂行に関する紛争等の場合には、原則として全額とし、その他の場合には、当該年度1案件に限り、交通費等の実費に3時間分の弁護士費用を加算した費用を限度とする。

- 2 前条の弁護士費用は、1時間の拘束時間につき、金21,000円のタイムチャージ制により算定する。
- 3 顧問弁護士は、受任事件の処理が終了した後、本会に対し、業務遂行の日時、拘束時間、業務遂行の内容（移動時間も含む）および業務遂行に要した実費を一覧的に明記した、計算書兼請求書を提出しなければならない。
- 4 前項にかかる弁護士費用等は、特別役員会の承認を経て清算する。
- 5 前項の場合、特別役員会は、顧問弁護士に対し、何時でも業務遂行の進捗状況、請求書の内容その他について説明を求めることができる。
- 6 前項の弁護士費用は、一般会計から支弁する。

第8条（賠償金の支援）

会員が職務の遂行に関する紛争等の解決のために賠償金等の弁済を求められた場合、その会員の申請に基づき、特別役員会が支援する必要があると認めたときには、裁判支援制度要綱4条の2を準用し、賠償金等を支援する。

- 2 前項の賠償金等は、救援資金会計から支弁する。

第4章 改正

第9条 この要綱の改正は、幹事会の議決を経た後、代議員会の過半数の賛成をもって行う。

付 則

1. この要綱は、平成23年(2011年)11月17日から施行する。(この要綱は、既

設の弁護士無料相談制度の整理と弁護士代理人選任制度創設により制定した。)

2. 平成24年11月12日一部改正

※タイムチャージ制

	～ 1 時間までは 21,000 円
1 時間超	～ 1 時間 15 分以下=26,250
1 時間 15 分超	～ 1 時間 30 分以下=31,500
1 時間 30 分超	～ 1 時間 45 分以下=36,750
1 時間 45 分超	～ 2 時間以下 =42,000
2 時間超	～ 2 時間 15 分以下=47,250 円

以下、この要領で。

但し、第7条の3時間分は63,000円とする。